

消費生活 相談

5月は「消費者月間」です！消費者トラブルを学び、正しい知識を身に付けましょう

【問い合わせ】消費生活センター（産業政策課内 ☎287- 0858）

■「消費者月間とは？」

毎年5月は「消費者月間」です。「消費者保護基本法（消費者基本法の前身）」の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされ、消費者問題に関する啓発・教育などの各種事業が集中的に行われています。



被害に遭わないために…

■令和6年度の消費者月間統一テーマ

「デジタル時代に求められる消費者力とは」

デジタル化やAI等の技術が急速に進展し、そのスピードがかつてなく速くなる中で、私たち消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。

デジタル時代において、私たちが安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために、今、求められる「消費者力（消費者が消費者として生きる力）」として、次のことが挙げられます。

- ▽デジタルサービスの仕組みやリスクを理解する
- ▽情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・

発信する力を養う

▽「気付く・断る・相談する」ことを高める

この機会にさまざまな消費者トラブルを学び、正しい知識を身に付け、消費者被害を未然に防止するための消費者力を高めましょう。



相談事例

【事例1】覚えのないキャリア決済が行われた。携帯電話会社に確認したところ、プリペイド型電子マネーに約5万円分を2回チャージしたことであった。直前に、不正ログインがあったので確認するようにと書かれたメールがあり、記載されていたURLにアクセスしたことが関係しているかもしれない。

【事例2】SNSサイトに表示されたブランド品のネットショップの広告をクリックし、正規取扱店と思い、3万円のショルダーバッグを注文したが偽物だった。

不安を感じたときは、すぐに消費生活センターや消費者ホットライン（☎188）へご相談を！

国民年金
だより



年金記録をチェック！
「ねんきん定期便」

■「ねんきん定期便」とは

「ねんきん定期便」とは、国民年金・厚生年金に加入している方に、年金記録の確認と制度への理解を深めていただくため、日本年金機構から誕生月に毎年1回送付されるものです。

■「ねんきん定期便」の記載内容は

- ① これまでの年金加入期間
- ② 年金見込額（50歳未満の方には加入実績に応じた額、50歳以上の方にはねんきん定期便作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の額）※年金受給中の方には通知されません。
- ③ これまでの保険料の納付額（加入者負担分累計）
- ④ これまでの年金加入履歴
- ⑤ これまでの厚生年金保険加入期間における標準報酬月額などの月別状況
- ⑥ これまでの国民年金保険料の納付状況

区分		送付形式	内容	
毎年（節目の年以外）	50歳未満	はがき	直近1年間の情報	これまでの加入実績に応じた年金額
	50歳以上			年金見込額
節目の年	59歳	封書	全期間の年金記録情報	年金見込額
	35歳・45歳			これまでの加入実績に応じた年金額

更新したものと、最近の月別状況が通知されます（右表参照）。

■「ねんきん定期便」が封書でお手元に届いたら

内容を確認し、記録の漏れや誤りがあった場合のみ、同封の「年金加入記録回答票」でご回答ください。

■問い合わせ

ねんきん定期便ダイヤル（☎0570・058・555
※050から始まる電話の場合は☎03・6700・1144へおかけください。）